



平成 20 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 幸 栄
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 執 行 役 員 資 本 政 策 部 長 柳 田 純 克
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

株式会社ジャスダック証券取引所への「改善状況報告書」提出のお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 30 日提出の「改善報告書」および、平成 19 年 10 月 12 日提出の「改善状況報告書」に関し、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条の 2 第 3 項の規定に基づき、上記「改善報告書」および「改善状況報告書」に記載した改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、別添のとおり株式会社ジャスダック証券取引所に提出しましたので、お知らせします。

別添書類：「改善状況報告書」、「添付資料」

以 上

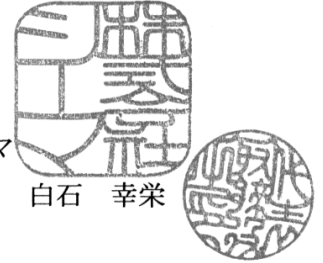
改善状況報告書

平成20年8月11日

株式会社ジャスダック証券取引所

代表執行役自主規制責任者 小林 繁治 殿

株式会社 シーマ
代表取締役社長 白石 幸栄



はじめに

当社は、平成19年3月30日に「改善報告書」を提出するとともに、平成19年10月12日に、「改善状況報告書」を提出しました。

本日、当社は、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という。）第23条の2第3項の規定にもとづき、上記「改善報告書」および「改善状況報告書」に記載した改善措置の実施状況および運用状況（平成19年10月1日～平成20年7月31日：以下、「当報告期間」という。）を記載した「改善状況報告書」をここに提出します。

I. 「改善報告書」の提出経緯

当社は、平成16年10月25日の取締役会で、「2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行」を、また平成17年1月14日の取締役会において、「1対101の株式分割（無償交付）」を、それぞれ決議し、実施しました。その後、平成17年1月26日に、大株主が「株券消費貸借契約」にもとづき大量の当社株式を貸与するという重要な事象がありましたが、その取引を社内で正確に把握できず、貴証券取引所からの報告照会の要請に対し適切な対応ができませんでした。このような社内における内部管理体制の不備があった結果、平成17年2月4日に、当社株式は、監理ポストに割り当てられました。

これを受け、当社は、企業として独立した経営判断が行えるよう経営陣の抜本的な刷新を行うなど、内部管理体制の強化、改善に鋭意努めました。

その後、株式会社ジャスダック証券取引所による確認の結果、株券上場廃止基準に該当しないと認められたことから、当社株式は、平成19年3月17日付けをもって監理ポストの割当てを解除されました。

これにあわせ、貴証券取引所は、当社における内部管理体制および適時開示を適切に行うための体制などについて改善の必要性が高いとの認識のもと、当社に適時開示規則第23条第1項の規定にもとづき、「改善報告書」の提出をもとめたため、当社は、平成19年3月30日に貴証券取引所に対して「改善報告書」を提出、適時開示規則第23条の2の規定にもとづき、平成19年10月12日に「改善状況報告書」を提出しました。

Ⅱ. 改善措置および当該措置の実施・運用状況

当社は、内部管理体制および適時開示を適切に行うための体制に不備があるとの判断のもと、平成17年2月より改善をはかりました。その後、平成19年3月30日に提出した「改善報告書」および、平成19年10月12日に提出した「改善状況報告書」において、当社の「問題点」と「対応・改善策とその検証の評価」を報告するとともに、当報告期間においても継続的に当該措置の実施・運用をはかりました。

1. 経営陣の刷新

当社は、創業家一族以外の者をはじめ代表取締役社長に選定し、創業家一族かつ大株主の取締役の人員構成比率も低下させるなど、企業として独立した経営判断が行えるよう経営陣の抜本的な刷新を行い、内部管理体制の強化をすすめてきました。

会社経営においては、代表者を中心に、所有と経営が完全に独立したものであるという基本原則を忠実に守り、毅然とした姿勢で臨みました。

さらに、「内部統制システム」、「コーポレート・ガバナンス」、「コンプライアンス」をキーワードに、法令遵守は勿論のこと、より独立性、透明性のある経営をさらに目指す旨、表明しました。

平成19年5月28日には、当社が新しい発展段階を迎え、新規事業、M&Aにも積極的に取り組んでいきたいとの考えから、今後の発展に向け、取締役会長(当時)の白石幸栄に代表権を付与することを取締役会で決議しました。

白石会長(当時)が、代表取締役として営業面に注力することとしたため、商品戦略および営業展開をより機動的に実施できるようになりました。同時に、代表取締役社長(当時)の恩田饒がコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスをはじめ、内部管理に注力することとしたため、内部管理体制を含め、社内の体制整備が大きく進みました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、代表取締役社長であった恩田饒氏が平成20年6月25日に退任しました。

当社は、「Ⅰ. 改善報告書の提出経緯」で報告のとおり、「2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行」、「1対101の株式分割(無償交付)」の実施、大株主による当社株式貸与に対する不適切な対応など、社内における内部管理体制の不備があったために、大手証券会社で永年の実績があり、創業者一族以外の者である恩田饒氏を代表取締役社長として招聘し、内部管理体制のさらなる強化に向けて、不退転の決意で、継続的に取り組んできました。

その結果、内部管理体制を含め、社内体制が整ったと判断し、代表取締役社長(当時)の恩田饒氏より、後進に道を譲りたいとの申し出があり、平成20年5月9日開催の取締役

会において、その申し出を受理することとしました。（「代表者の異動に関するお知らせ」を平成20年5月9日に開示しています。）

当社は、ブライダルジュエリー業界が、少子化などの問題もあり、不透明感を増している現状を鑑みるとともに、これまでの恩田前社長体制のもと、内部管理体制の強化が一定程度はかられたと判断し、創業者一族であるものの、後任の代表取締役社長には、当社の創業以来この業界に籍を置き、業界に精通した代表取締役会長（当時）の白石幸栄が、営業面の最高責任者として最適であると判断し、平成20年5月9日開催の取締役会において、平成20年6月2日に代表取締役社長に就任することを決議しました。

以下は、平成19年10月12日付け改善状況報告書提出時と現在における、取締役および監査役のリストです。

【平成19年10月12日付け改善状況報告書提出時】	【現在】
代表取締役会長 白石 幸栄	代表取締役社長 白石 幸栄
代表取締役社長 恩田 饒	専務取締役 宮崎 一成(前社外監査役)
取締役監査統括 藤内 昌子	取締役監査統括 藤内 昌子
取締役管理統括 今村 二三子	取締役管理統括 今村 二三子
取締役営業統括 田巻 雄太郎(新任)	取締役営業統括 田巻 雄太郎
取締役商品・ブランド統括 大隣 弘尚(新任)	取締役商品・ブランド統括 大隣 弘尚
社外取締役 ジャン・ポール・トルコウスキー	社外取締役 ジャン・ポール・トルコウスキー
社外取締役 リオール・クンスラー	社外取締役 リオール・クンスラー
常勤監査役 吉川 秀雄	常勤監査役 吉川 秀雄
社外監査役 朝井 匡人	社外監査役 朝井 匡人
社外監査役 宮崎 一成(新任)	社外監査役 山根 裕一郎
社外監査役 山根 裕一郎(新任)	

恩田前代表取締役社長が退任した後も、以下の①、②の施策で補うことにより、同氏が担っていた役割および機能（所有と経営の分離による経営の独立性および透明性・公正性、ファイナンスなど金融・証券に関する経営判断力など）は、維持継続されています。

① 経営諮問委員会の設置

当社は、平成20年4月21日に、当社グループ全体の経営の透明性と公正性をより高めるために、経営に関する重要な課題につき、客観的な評価および助言・提言を求めることを目的として、外部有識者を交えた「経営諮問委員会」を設置しました。

恩田饒前代表取締役社長が担っていた役割(所有と経営の分離による経営の独立性および透明性・公正性など)は、経営諮問委員会が、創業者一族から独立した第三者機関として有用な意見を取締役に提言し、経営判断に反映させることにより維持されています。

当社は、経営諮問委員会に対し、重要な経営課題に係る意思決定に関して諮問します。また、同委員会は、委員会として意見を取りまとめ、代表取締役社長および取締役に提言します。代表取締役社長および取締役会は、諮問に対する提言を最大限尊重し、経営の透明性と公正性を高めます。

同委員会の委員は、原則として代表取締役社長および社外有識者、計3名以上で構成します。同社外有識者には、数多くの優良企業の取締役や監査役を歴任され、現在も当社以外で役員を務めながら精力的にご活躍されている、佐々木隆氏と佐藤増生氏が就任されました。

経営諮問委員会の第1回目会合は、平成20年4月21日に開催され、委員長として佐々木隆氏が選任されました。

経営諮問委員会の設置により、引き続き、牽制の効いた経営および、企業として独立した経営判断が行える経営体制を確保しております。

社外有識者2名の略歴は、以下のとおりです。

氏名	略歴
ささき たかし 佐々木 隆	昭和49年4月 旭化成工業株式会社(現旭化成株式会社)入社 昭和63年10月 旭化成工業株式会社住宅事業部千葉営業部長 平成4年4月 旭化成株式会社住宅事業部営業推進部長 平成10年4月 旭化成株式会社住宅事業部東京営業部長兼理事 平成10年6月 旭化成ホームズ株式会社取締役 平成13年4月 株式会社トムス・マーケティング代表取締役(現任) 平成18年11月 サムシングホールディングス株式会社取締役(現任)
さとう ますお 佐藤 増生	昭和43年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 平成9年5月 東洋信託銀行株式会社取締役神戸支店長 平成11年5月 東洋信託銀行株式会社常務執行役員名古屋支店長 平成14年2月 東洋信総合ファイナンス株式会社取締役社長 平成17年10月 リビングコーポレーション株式会社取締役副社長 平成18年11月 サムシングホールディングス株式会社監査役(現任) 平成19年1月 株式会社サンセイランディック社外監査役(現任)

(「経営諮問委員会の設置に関するお知らせ」を平成20年4月21日に開示しています。)
 経営諮問委員会の開催状況は、以下のとおりです。

【経営諮問委員会開催実績（平成20年4月21日～平成20年7月31日：7回開催）】

年 度	回 次	開催日	出席者		
			委員		事務局、その他
			代表取締役社長	外部有識者	
H21／3月期	第1回	H20/4/21	1	2	2
	第2回	H20/5/7	1	2	2
	第3回	H20/5/16	1	2	2
	第4回	H20/5/30	1	2	2
	第5回	H20/6/13	1	2	2
	第6回	H20/7/4	1	2	3
	第7回	H20/7/18	1	2	3

〔添付資料〕

1. 「経営諮問委員会規則」
2. 「経営諮問委員会事務局 業務フロー」

②アドバイザーとなる証券会社の選定

当社は、平成19年10月12日提出の「改善状況報告書」で、ファイナンスに関するアドバイザーとして、しかるべき証券会社を選定する旨表明しました。当社は、ファイナンスを中心とした資本政策および情報開示に関する業務に応じて細部にわたって助言を受けることが可能と判断し、その表明にそって、平成20年1月22日に、総合的な証券関連サービスを提供するオリックス証券株式会社と、「ファイナンシャル・アドバイザー業務委託契約」を締結し、ファイナンスなどに関する助言を適宜受ける体制としました。（「Ⅲ. 2. アドバイザーとなる証券会社」ご参照）

以上①、②の施策により、当社は、前代表取締役社長の恩田饒氏が退任した後も、「経営諮問委員会」の設置により、所有と経営の分離による経営の独立性および透明性・公正性を継続できる体制を維持し、オリックス証券株式会社と「ファイナンシャル・アドバイザー業務委託契約」を締結することにより、ファイナンスなどに関する適切な助言を得られる体制を維持しております。

また、平成20年6月26日開催の定時株主総会にて、宮崎一成（前社外監査役）が取締役として選任されました。その後、同氏は、同日開催の取締役会において、専務取締役として選定され、同氏が管理部門全般を管轄する組織に改編しました。

同氏は、公認会計士としての専門知識を有すると同時に、内部統制システムにも精通しており、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用される財務報告に係る内部統制報告制度への対応や、情報開示体制の強化など、内部管理体制の強化をはかります。（「役員人事の異動および組織の一部改編に関するお知らせ」を平成20年6月26日に開示しています。）

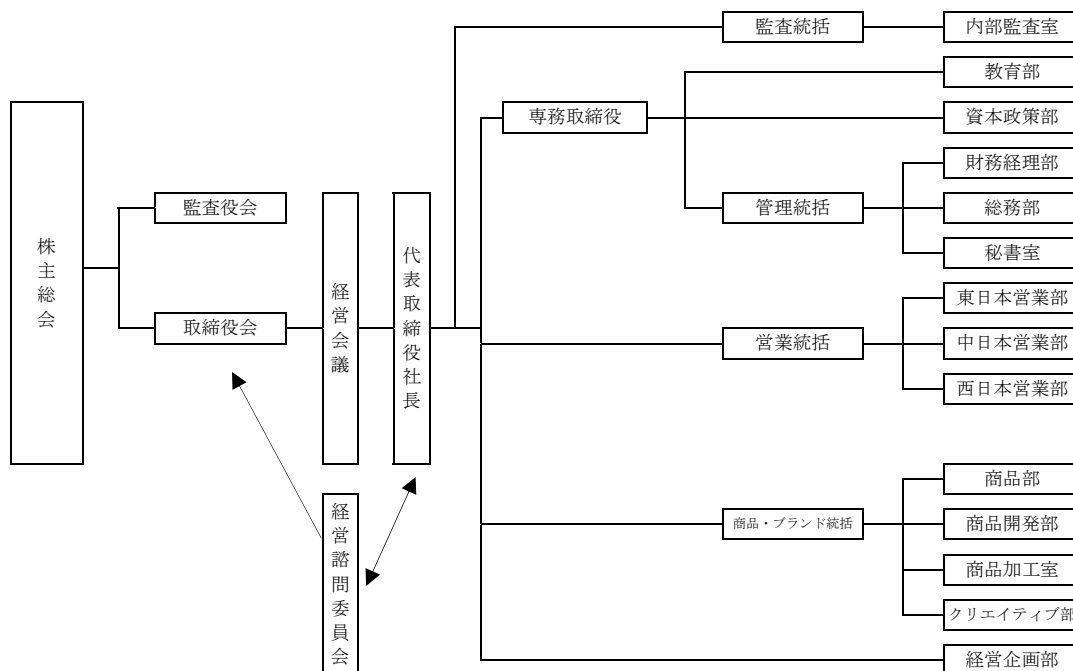
加えて、平成20年7月31日には、内部監査室の独立性をより明確にするために、組織の一部改編を行いました。この組織改編により、専務取締役は、資本政策部、教育部および管理統括下の各部署を管轄するとともに、内部監査室は、社長直轄となり、より牽制のとれた内部管理体制となりました。

当社は、上場企業としての責任を常に認識し、持続的成長による株主利益および企業価値の最大化を目指し、今後も内部管理体制の強化に努めてまいります。

なお、前述の平成20年7月31日に改編した新組織図は、以下のとおりです。（内部監査の独立性をより明確にするために、平成20年6月26日に改編した組織図に表記の内部監査室を、社長直轄にしました。）

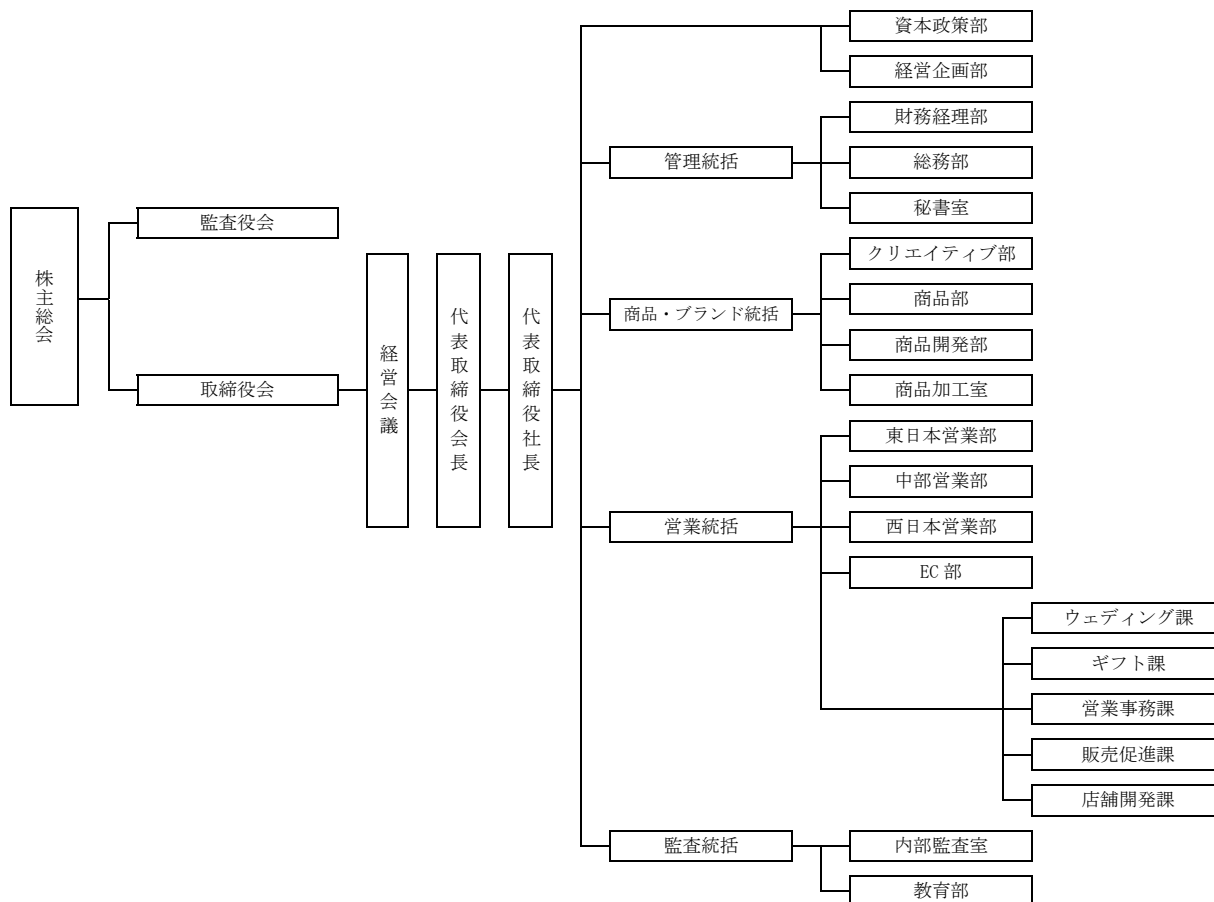
ご参考として、平成19年10月12日に提出した「改善状況報告書」6頁で開示した組織図を旧組織図として併記しています。

<新組織図> (平成 20 年 7 月 31 日付)



- (注) 1) 取締役監査統括は、内部監査室長を兼務しています。
 2) 営業統括直轄の課表示は、割愛しています。
 3) 中部営業部は、中日本営業部に名称を変更しました。
 4) 今後の EC 事業展開 (インターネット通販) に向けての市場調査などは、経営企画部が行うため、EC 部を廃止しました。

ご参考：旧組織図(平成 19 年 10 月 12 日付け改善状況報告書で開示した新組織図)



- (注) 取締役監査統括は、内部監査室長を兼務しています。

2. 経営会議の設置（意思決定機能強化・情報の共有化）

当社は、取締役だけの限られた人数ではなく、執行役員を加えた経営陣で十分な議論をつくすとともに、情報の共有化と相互牽制機能を目的に、平成 17 年 6 月 29 日より、新たな協議・意思決定機関として経営会議を設置しました。

経営会議は、原則として月 2 回以上開催し、資本政策部が事務局となっています。その構成員は、全取締役、全執行役員および常勤監査役です。

また、幅広く意見を聴取できるよう、社外監査役に対して、オブザーバーとしての参加を積極的に依頼しました。

経営会議の事務局は、付議する議案について、担当部署と事前調整することにより、経営会議で十分な議論ができる体制を構築し、経営会議で決定された後に、取締役会で審議し、決議を行うようにしました。議長が必要と認めた際は、弁護士などの外部専門家を招聘し、専門的見地から広く意見を求め、より慎重な審議を重ねた上で決議が行えるようにしました。（平成 17 年 7 月 11 日～平成 19 年 9 月 30 日の期間、64 回の経営会議を開催）

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社は、経営会議を 27 回開催しました。

平成 20 年 6 月 2 日開催の経営会議から、代表取締役社長が経営会議および取締役会の議長を務めています。

当社は、経営会議の透明性と公正性をさらに高めるために、社外監査役に対して経営会議に引き続き積極的に参加するよう依頼しました。その結果、下記の【経営会議開催実績】に記載したように、社外監査役の参加状況は一層改善され、幅広く意見を聴取できるようになり、取締役会の事前協議機関として相互牽制機能の一層の強化がはかられました。

当報告期間の経営会議開催状況は、以下のとおりです。

【経営会議開催実績（平成19年10月1日～平成20年7月31日）：27回開催】

年 度	回 次	開催日	出席者（内は総員数）			
			取締役	執行役員	監査役、内【】 は社外監査役	その他 (担当部長等)
H20/3月期	第16回	H19/10/1	6 (8)	6 (6)	2 【1】	3
	第17回	H19/10/11	5 (8)	6 (6)	3 【2】	3
	第18回	H19/10/29	6 (8)	6 (6)	4 【3】	4
	第19回	H19/11/9	6 (8)	5 (6)	2 【1】	3
	第20回	H19/11/19	6 (8)	5 (6)	4 【3】	3
	第21回	H19/12/3	5 (8)	6 (6)	3 【2】	3
	第22回	H19/12/14	5 (8)	5 (6)	2 【1】	4
	第23回	H19/12/20	5 (8)	6 (6)	4 【3】	2
	第24回	H20/1/15	6 (8)	6 (6)	2 【1】	3
	第25回	H20/1/21	6 (8)	6 (6)	1 【0】	4
	第26回	H20/1/28	6 (8)	5 (6)	4 【3】	3
	第27回	H20/2/4	6 (8)	6 (6)	2 【1】	3
	第28回	H20/2/8	6 (8)	6 (6)	2 【1】	3
	第29回	H20/2/18	6 (8)	6 (6)	4 【3】	4
	第30回	H20/3/10	6 (8)	6 (6)	3 【2】	3
	第31回	H20/3/24	6 (8)	6 (6)	4 【3】	3
	第32回	H20/3/31	7 (8)	6 (6)	2 【1】	2
H21/3月期	第1回	H20/4/7	6 (8)	6 (6)	3 【2】	3
	第2回	H20/4/21	6 (8)	6 (6)	4 【3】	3
	第3回	H20/5/9	6 (8)	6 (6)	4 【3】	3
	第4回	H20/5/21	6 (8)	5 (6)	4 【3】	2
	第5回	H20/6/2	5 (8)	6 (6)	2 【1】	3
	第6回	H20/6/16	6 (8)	6 (6)	1 【0】	4
	第7回	H20/6/26	8 (8)	6 (6)	3 【2】 ※	4
	第8回	H20/7/7	6 (8)	5 (6)	2 【1】	4
	第9回	H20/7/22	6 (8)	6 (6)	3 【2】	5
	第10回	H20/7/28	6 (8)	6 (6)	2 【1】	4

※ 宮崎一成前社外監査役が専務取締役就任したことにより、平成20年6月26日開催の経営会議より、監査役数は4人から3人となっています。

3. 統括取締役制度の導入（レポートライン・責任所在の明確化）

当社は、平成 17 年 6 月 29 日の定時株主総会で、役員人事を一新し、業務執行における取締役の監視・監督範囲を明確化するために、代表取締役以外の常勤取締役を、原則として取締役統括とし、担当部署および執行役員¹の監視・監督ができる体制にしました。各部署において、業務を執行する執行役員の上に取締役統括を配置し、その上に代表取締役を置く組織体制とすることで、健全性・透明性を高め、責任分担の明確化、牽制機能の強化をはかりました。

また、代表取締役社長は、取締役会の議長を務めるとともに、代表者として経営の執行状況の監視・監督を行い、内部管理体制および情報開示の最高責任者として、適切な体制の構築に取り組みました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、統括取締役制度は適正に運用され、責任分担の明確化および強固な牽制機能が維持されました。具体的には、取締役営業統括が各販売エリアの販売効率を適正に監視・監督するとともに、取締役商品・ブランド統括が、商品・ブランドを適正に監視・監督することにより、当社の好業績を牽引しました。また、取締役管理統括がより効率的な管理体制の構築・維持に努め、取締役監査統括が管理体制の運用状況を監視しました。

各取締役統括は、当該運用状況を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長が内部統制の最高責任者として統括したことにより、健全性・透明性を高め、責任分担の明確化、牽制機能の強化がはかられ、健全な経営体制を維持することができました。

4. 貸株に対する対応

当社は、貸株に関しては、当社に事前に相談をしてほしい旨、大株主に申し入れました。

それと同時に、当社の役職員の株式の取引（貸株も含む）については、その取引において事前報告制を今後も徹底し、報告漏れがないよう必ず、「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」の提出を義務付けました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における大株主による貸株の発生の事実はありませんでした。大株主には、事前相談の徹底を要請しており、大株主も当社からの要請事項について理解しています。

また、当社の役職員による貸株の発生の事実はありませんでした。

なお、「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」の提出状況については、「Ⅱ. 8. (5) 役職員の自社株式売買などにおける業務フローの作成」に記載しています。

5. 教育部の新設および社内啓蒙活動

当社は、平成 17 年 2 月 25 日に全役職員の教育育成および啓蒙活動のために教育部を新設し、社内研修カリキュラムの中で、全役職員に対し、内部管理体制および情報開示体制に関して積極的に啓蒙活動を行うとともに、上場企業としての責務の認識度向上を目的として、情報開示、社内規程および法令遵守についての社内啓蒙活動を継続的に実施しました。これにより、情報開示、社内規程および法令遵守などに関して、全社的にさらなる理解度の向上がはかられました。

さらに、行動規範にもとづいた「コーポレート・ガバナンス」、「情報開示」、「リスク管理」など、当社が強化すべき事項をテーマとした講習会および理解度チェックの試験を実施し、上場企業の役職員としての意識の底上げに努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、当社は、新卒社員および中途採用者を含む職員に対し、教育部による社内研修カリキュラムにおいて、情報開示、内部統制および法令遵守などについての継続的な社内啓蒙活動を引き続き実施しました。

なお、平成 20 年 6 月より、社外の教育プログラム専門会社による研修を下記のとおり行っています。同研修は、受講者のレベルに対応した能力向上を図ることを目的とし、全プログラムで、内部統制および個人情報の取り扱いについて、その意義と骨子が説明されます。

【社外の教育プログラム専門会社による研修】

実施日	内容
平成 20 年 6 月 10～11 日	リーダー研修（実施済み／13 頁ご参照）
平成 20 年 7 月 1～2 日	リーダー研修（実施済み／13 頁ご参照）
平成 20 年 9 月	店長研修
平成 20 年 10 月	セールス研修
平成 20 年 11 月	店長・マネージャー研修
平成 21 年 2 月	中堅社員研修
平成 21 年 3 月	部長研修

また、当報告期間における社内研修および理解度調査などの実施状況は、以下のとおりです。

(1) 全職員を対象に、情報開示、内部統制および法令遵守などに関する認識度向上を目的とした社内研修を実施

当報告期間においては、36回実施しました。

実施日	内容	受講者	講師
平成19年10月23日	セールス研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社2、3年以上のスタッフ (本社・店舗) 33名	取締役営業統括(個人情報保護責任者)
平成19年11月6日	セールス研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社2、3年以上のスタッフ (本社・店舗) 29名	取締役営業統括(個人情報保護責任者)
平成20年1月22日	フォローアップ研修において「個人情報保護法」に関する講義	2007年4月入社の新卒社員 40名	取締役営業統括(個人情報保護責任者)
平成20年2月6日	中堅社員研修において「規程」に関する講義	入社2、3年のスタッフ(本社・店舗) 30名	取締役監査統括
平成20年2月6日	中堅社員研修において「内部統制」に関する講義	入社2、3年のスタッフ(本社・店舗) 30名	取締役監査統括
平成20年2月27日	中堅社員研修において「規程」に関する講義	入社2、3年のスタッフ(本社・店舗) 29名	取締役監査統括
平成20年2月27日	中堅社員研修において「内部統制」に関する講義	入社2、3年のスタッフ(本社・店舗) 29名	取締役監査統括
平成20年4月1日	新入社員研修において「行動規範」に関する講義	2008年4月入社の新卒社員 64名	取締役監査統括
平成20年4月1日	新入社員研修において「個人情報保護法」に関する講義	2008年4月入社の新卒社員 64名	取締役営業統括(個人情報保護責任者)
平成20年4月2日	新入社員研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	2008年4月入社の新卒社員 64名	経営企画部員
平成20年4月2日	新入社員研修において「規程」に関する講義	2008年4月入社の新卒社員 64名	総務部長
平成20年4月2日	新入社員研修において「ホイッスルライン」に関する講義	2008年4月入社の新卒社員 64名	総務部マネージャー代理
平成20年5月20日	フォローアップ研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	取締役営業統括(個人情報保護責任者)
平成20年5月20日	フォローアップ研修において「情報および情報システムの扱い方」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	資本政策部員(システム管理責任者)
平成20年5月20日	フォローアップ研修において「規程」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	総務部長
平成20年5月21日	フォローアップ研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	経営企画部員
平成20年5月21日	フォローアップ研修において「行動規範」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	取締役監査統括
平成20年5月21日	フォローアップ研修において「ホイッスルライン」に関する講義	入社半年以内の中途採用者 (新卒社員除く) 33名	取締役監査統括

平成 20 年 5 月 27 日	フォローアップ研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	経営企画部員
平成 20 年 5 月 27 日	フォローアップ研修において「規程」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	総務部長
平成 20 年 5 月 28 日	フォローアップ研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	東日本営業部長
平成 20 年 5 月 28 日	フォローアップ研修において「情報および情報システムの扱い方」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	資本政策部員（システム管理責任者）
平成 20 年 5 月 28 日	フォローアップ研修において「行動規範」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	取締役監査統括
平成 20 年 5 月 28 日	フォローアップ研修において「ホイッスルライン」に関する講義	入社半年から 1 年以内の中 途採用者（新卒社員除く）40 名	取締役監査統括
平成 20 年 6 月 10 日	リーダー研修において「内部統制」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	フューチャー・ラボ （株）講師
平成 20 年 6 月 10 日	リーダー研修において「個人情報保護法」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	フューチャー・ラボ （株）講師
平成 20 年 6 月 11 日	リーダー研修において「情報および情報システムの扱い方」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	資本政策部員（システム管理責任者）
平成 20 年 6 月 11 日	リーダー研修において「倫理・コンプライアンス」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	取締役監査統括
平成 20 年 6 月 11 日	リーダー研修において「行動規範」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	取締役監査統括
平成 20 年 6 月 11 日	リーダー研修において「ホイッスルライン」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 35 名	取締役監査統括
平成 20 年 7 月 1 日	リーダー研修において「内部統制」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 33 名	フューチャー・ラボ （株）講師
平成 20 年 7 月 1 日	リーダー研修において「個人情報保護法」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 33 名	フューチャー・ラボ （株）講師
平成 20 年 7 月 2 日	リーダー研修において「情報および情報システムの扱い方」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 34 名	資本政策部員（システム管理責任者）
平成 20 年 7 月 2 日	リーダー研修において「倫理・コンプライアンス」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 34 名	取締役監査統括
平成 20 年 7 月 2 日	リーダー研修において「行動規範」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 34 名	取締役監査統括
平成 20 年 7 月 2 日	リーダー研修において「ホイッスルライン」に関する講義	副店長および入社 2、3 年以 上のスタッフ 34 名	取締役監査統括

(2) 責任者を対象に、情報開示、内部統制および関連法令など、「行動規範」に関する講義と理解度試験を実施

当報告期間においては、10回実施しました。

実施日	内容	受講者	講師
平成19年11月12日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長2名、新任副店長 1名	資本政策部長
平成19年12月10日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長2名、新任副店長 5名	資本政策部長
平成20年1月7日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長3名、新任副店長 9名	資本政策部長
平成20年3月27日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長1名、新任副店長 3名	資本政策部長
平成20年4月21日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長2名、新任副店長 1名	資本政策部長
平成20年5月9日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長2名	資本政策部長
平成20年6月30日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長5名、新任副店長 7名	資本政策部長
平成20年6月30日	財務報告に係る内部統制に関する講義	新任店長5名、新任副店長 7名	経営企画部 マネージャー
平成20年7月30日	新任店長・副店長研修において講義とテストを実施 (上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容 含む)	新任店長1名、新任副店長 2名	資本政策部長
平成20年7月30日	財務報告に係る内部統制に関する講義	新任店長1名、新任副店長 2名	経営企画部 マネージャー

(3) 全スタッフを対象に、理解度調査を実施（関連法令・会社組織・社内規程）

当報告期間においては、調査を2回、その結果報告を2回実施しました。

実施日	内容	対象者	所管部署
平成19年11月1日 ～15日	社内規程、関連法令に関する内容	全スタッフ	内部監査室
平成19年12月12日	フィードバック（集計結果の発表）	全スタッフ	内部監査室
平成20年5月26日 ～6月10日	社内規程、関連法令に関する内容	全スタッフ	内部監査室
平成20年7月16日	フィードバック（集計結果の発表）	全スタッフ	内部監査室

(4) 責任者を対象に、社外講師による情報開示、内部統制および危機管理など「行動規範」関連事項に関する講習会

当報告期間においては、2回実施しました。

実施日	内容	対象者	講師
平成20年5月14日	財務報告に係る内部統制に関する講義	部長、店長、副店長、マネージャー 78名	(株)ビジネスバンクパートナーズ講師
平成20年6月17日	財務報告に係る内部統制に関する講義	部長、マネージャー 13名	(株)ビジネスバンクパートナーズ講師

なお、上記(1)および(3)に記載のスタッフとは、正社員、準社員、契約社員を指します。

6. 外部専門家の登用および活用（人材登用・外部専門サービスの活用）

当社は、平成 18 年 5 月 10 日に、他の上場企業において情報開示の経験を有する実務経験を情報開示担当役員として採用しました。同役員は一身上の都合により退職したため、平成 19 年 4 月 9 日に、他の上場会社において情報開示の実務経験と、内部管理責任者の資格取得者を情報開示担当役員として採用しました。

情報開示担当役員は、代表取締役社長に直接報告する組織にし、適時適切な情報開示ができる体制にしました。

さらに、会議での審議や開示書類などの提出書類の作成においても、必要がある場合には、弁護士・公認会計士などの外部専門家から、専門的見地に立った意見を求め、より慎重に行うようにしました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、外部の研修機関であるフューチャー・ラボ株式会社に委託し、副店長および入社 2、3 年以上のスタッフを対象に「内部統制」および「個人情報保護法」に関する研修を行いました。（「Ⅱ. 5. 教育部の新設および社内啓蒙活動」ご参照）

なお、上記研修以外における会議での審議や開示書類などの提出書類の作成において、必要がある場合には、弁護士・公認会計士・証券会社などの外部専門家から、専門的見地に立った意見を求め、慎重に行ってまいりました。

また、当社が情報開示やその他の業務を遂行するにあたり、相談したサポート機関は以下のとおりです。

【サポート機関】

①法律事務所	野邊寛太郎法律事務所 田辺総合法律事務所 オリック東京法律事務所
②監査法人	ビーエー東京監査法人
③コンサルタント	該当事項はありません。※
④司法書士	山県司法書士事務所
⑤株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
⑥有価証券報告書（四半期報告書）などの校閲および印刷	株式会社プロネクサス
⑦招集通知などの校閲および印刷	宝印刷株式会社
⑧ファイナンスなどに関する助言	オリックス証券株式会社

※ 前回提出の「改善状況報告書」でコンサルタント会社として報告した㈱ビジネスバンク パートナーズ（(旧)株式会社 B.B. インキュベーション）とのコンサルティング契約は、平成 18 年 5 月より開始し、平成 20 年 4 月に契約満了をもって終了しておりますが、役務提供は平成 20 年 6 月までとなっております。

7. 内部監査機能の強化（内部監査室の設置および外部機関によるコンサルティング）

当社は、平成 17 年 6 月 29 日より、経営企画部（当時）内にあった内部監査課（当時）を分離し、社長直轄の独立した部署として内部監査室を新設しました。これにより内部監査業務の独立性・適切性の確保をはかりました。内部監査室は、取締役監査統括のもと、専任スタッフ 2 名体制で業務を行いました。

内部監査室の新設にともない、平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで、新日本監査法人および㈱B. B. インキュベーション（現、株式会社 ビジネスバンク パートナーズ）によるコンサルティングを受け、内部監査規程をはじめとする社内規程の見直しと内部監査業務における書類の内容およびフォームの改定など、内部監査業務の強化を行いました。

平成 18 年 5 月以降も、内部監査におけるコンサルティング契約（社内管理体制の整備に関する説明・助言ならびにそれに係る実務作業の実施を目的とした契約）を、㈱B. B. インキュベーション（当時）と締結し、部門ごとの内部監査チェックシートおよび社内規程の見直し、内部監査のチェック体制などについて助言・指導を受けると同時に、内部監査への立会いなどにより、強固な内部監査体制の構築に努めました。

平成 18 年 11 月には、全役職員に対し、関連法令と社内規則、業務に関する基礎知識などの「調査（理解度チェック）」を実施しました。さらに、平成 19 年 3 月には、「行動規範」、「インサイダー取引」および社内規則などに関する基礎知識などの「調査 2（理解度チェック）」も実施し、それぞれ集計・分析した結果を「調査（理解度チェック）集計表」としてまとめました。それを教育研修のカリキュラムに反映させ、関連法令や社内規程を遵守する体制の構築に努めました。

内部監査を通じて、内部統制のモニタリングを行い、その結果をもとに、内部統制の有効性の向上に役立てました。

平成 19 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間における内部監査実施状況は、以下のとおりです。

【定期監査】（平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日）

	実施済み
店 舗	26 店舗（監査計画 45 店舗中）
部 署	4 部署（監査計画 14 部署中）
グループ会社	0 社（監査計画 2 社中）

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、平成 20 年 2 月 16 日に内部監査室の専任スタッフを 1 人増員し 3 名体制（取締役監査統括を含め 4 名）へと強化しました。

また、当報告期間においては、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ全社のコンプ

ライアンス体制を強化するために、当社の「行動規範」の遵守を重要な関連子会社2社にも徹底するとともに、同2社に対する内部監査を実施しました。

内部監査室員は、「監査計画書」を作成し、「行動規範」および「内部監査チェックシート（各部門共通、部署、店舗）」にもとづいて被監査部門の業務をチェックしました。チェック結果は「監査報告書」に適時まとめ、代表取締役会長、代表取締役社長（当報告書提出時点では代表取締役社長のみ）に報告するとともに、常勤監査役に報告しました。さらに、改善する必要のある事項に関しては、内部監査室が「改善指示書」を作成し、被監査部門の部署長、店舗責任者に適切に指示しました。

「改善指示書」を受領した被監査部門の部署長、店舗責任者には、原則として「改善指示書」受領後3週間以内に改善内容を記入した「改善報告書」の提出を義務づけています。

不可避的な原因により、3週間以内に改善できない場合は、改善が確認・検証されるまで、被監査部門は、「改善報告書」を改善がなされる毎に提出し、内部監査室が最後までフォローアップしました。全ての改善結果は「改善報告書」として内部監査室から代表取締役社長へ報告されました。

<内部監査における運用の有効性に関する評価>

当「改善状況報告書」提出現在、当社代表取締役社長である白石幸栄は、当社の内部監査が業務フローにそって適切に行われ、全ての重要な点において適正に報告され、有効な改善策が実行されていることを認識しております。

【定期監査】（平成19年10月1日～平成20年3月31日）

監査対象	実施済み
店 舗	19 店舗（監査計画 45 店舗中）
部 署（営業統括含む）	10 部署（監査計画 14 部署中）
グループ会社	2 社（監査計画 2 社中）

【定期監査】（平成20年4月1日～平成20年7月31日）

監査対象	実施済み
店 舗	22 店舗（監査計画 54 店舗中）
部 署（営業統括含む）	3 部署（監査計画 14 部署中）
グループ会社	0 社（監査計画 2 社中）

当報告期間において実施した内部監査対象部署、実施日および「改善指示書」の指示日および「改善報告書」の受領日は、以下のとおりです。

監査実施日	監査対象部署・店舗・グループ会社	「改善指示書」指示日	「改善報告書」受領日
平成 19 年 10 月 15 日	銀座ダイヤモンドシライシ東武宇都宮店	平成 19 年 11 月 2 日	平成 19 年 11 月 12 日
平成 19 年 10 月 22 日	銀座ダイヤモンドシライシ広島本店	平成 19 年 11 月 2 日	平成 19 年 11 月 5 日
平成 19 年 10 月 29 日	エクセルコダイヤモンド京都店	平成 19 年 11 月 12 日	平成 19 年 11 月 25 日
平成 19 年 10 月 30 日	銀座ダイヤモンドシライシ京都本店	平成 19 年 11 月 12 日	平成 19 年 11 月 25 日
平成 19 年 10 月 30 日	教育部	平成 19 年 11 月 12 日	平成 19 年 11 月 14 日
平成 19 年 11 月 6 日	銀座ダイヤモンドシライシ ホテルテラスザガーデン水戸店	平成 19 年 11 月 21 日	平成 19 年 11 月 24 日
平成 19 年 11 月 7 日	銀座ダイヤモンドシライシ岡山本店	平成 19 年 11 月 21 日	平成 19 年 11 月 25 日
平成 19 年 11 月 8 日	銀座ダイヤモンドシライシ高松本店	平成 19 年 11 月 21 日	平成 19 年 12 月 1 日
平成 19 年 11 月 20 日	銀座ダイヤモンドシライシ大宮店	平成 19 年 12 月 5 日	平成 19 年 12 月 7 日
平成 19 年 11 月 22 日	銀座ダイヤモンドシライシ熊本本店	平成 19 年 12 月 5 日	平成 19 年 12 月 15 日
平成 19 年 12 月 6 日	総務部	平成 19 年 12 月 20 日	平成 20 年 1 月 7 日
平成 19 年 12 月 7 日	エクセルコダイヤモンド横浜店	平成 19 年 12 月 20 日	平成 19 年 12 月 29 日
平成 19 年 12 月 18 日	商品開発部	平成 19 年 12 月 28 日	平成 20 年 1 月 7 日
平成 20 年 1 月 10 日	商品加工室	平成 20 年 1 月 25 日	平成 20 年 2 月 6 日
平成 20 年 1 月 21 日	西日本営業部 九州営業課	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 8 日
平成 20 年 1 月 22 日	中部営業部	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 17 日
平成 20 年 1 月 22 日	エクセルコダイヤモンド福岡本店	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 8 日
平成 20 年 1 月 23 日	銀座ダイヤモンドシライシ名古屋本店	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 16 日
平成 20 年 1 月 23 日	銀座ダイヤモンドシライシ福岡本店	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 17 日
平成 20 年 1 月 24 日	銀座ダイヤモンドシライシ名古屋ユニモール店	平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 12 日
平成 20 年 2 月 6 日	エクセルコダイヤモンド宇都宮店	平成 20 年 2 月 20 日	平成 20 年 3 月 4 日
平成 20 年 2 月 6 日	エクセルコダイヤモンド大阪本店	平成 20 年 2 月 20 日	平成 20 年 2 月 29 日
平成 20 年 2 月 7 日	東日本営業部 北関東営業課	平成 20 年 2 月 20 日	平成 20 年 3 月 4 日
平成 20 年 2 月 7 日	西日本営業部	平成 20 年 2 月 20 日	平成 20 年 3 月 4 日
平成 20 年 2 月 14 日	株式会社トゥインクルスター	平成 20 年 3 月 4 日	平成 20 年 3 月 10 日
平成 20 年 2 月 21 日	銀座ダイヤモンドシライシ仙台北本店	平成 20 年 3 月 4 日	平成 20 年 3 月 15 日
平成 20 年 2 月 21 日	エクセルコダイヤモンド金沢店	平成 20 年 3 月 4 日	平成 20 年 3 月 7 日
平成 20 年 2 月 22 日	Israel Shiraiishi, Ltd.	—	—
平成 20 年 3 月 5 日	ホワイトベル銀座本店	平成 20 年 3 月 18 日	平成 20 年 3 月 31 日
平成 20 年 3 月 11 日	営業統括（営業事務課）（ウェディング課） （販売促進課）（店舗開発課）（ギフト課）	平成 20 年 4 月 21 日	平成 20 年 5 月 3 日
平成 20 年 3 月 13 日	経営企画部	平成 20 年 3 月 27 日	平成 20 年 4 月 9 日

平成 20 年 3 月 21 日	資本政策部	平成 20 年 3 月 27 日	平成 20 年 3 月 28 日
平成 20 年 3 月 27 日	東日本営業部	平成 20 年 4 月 21 日	平成 20 年 5 月 5 日
平成 20 年 4 月 8 日	銀座ダイヤモンドシライシ立川店	平成 20 年 4 月 21 日	平成 20 年 5 月 10 日
平成 20 年 4 月 8 日	エクセルコダイヤモンド東京本店	平成 20 年 4 月 21 日	平成 20 年 4 月 30 日
平成 20 年 4 月 22 日	銀座ダイヤモンドシライシ新宿本店	平成 20 年 5 月 12 日	平成 20 年 5 月 26 日
平成 20 年 4 月 28 日	銀座ダイヤモンドシライシ千葉店	平成 20 年 5 月 12 日	平成 20 年 5 月 26 日
平成 20 年 5 月 13 日	銀座ダイヤモンドシライシ大宮店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 5 月 16 日	クリエイティブ部	平成 20 年 5 月 30 日	平成 20 年 6 月 12 日
平成 20 年 5 月 22 日	銀座ダイヤモンドシライシ高崎店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 5 月 23 日	エクセルコダイヤモンド高崎店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 5 月 27 日	銀座ダイヤモンドシライシ浜松本店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 5 月 28 日	エクセルコダイヤモンド浜松店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 6 月 9 日	教育部	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 6 月 12 日	銀座ダイヤモンドシライシ京都本店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 5 日
平成 20 年 6 月 13 日	エクセルコダイヤモンド京都店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 2 日
平成 20 年 6 月 13 日	銀座ダイヤモンドシライシ静岡本店	平成 20 年 6 月 27 日	平成 20 年 7 月 10 日
平成 20 年 6 月 23 日	銀座ダイヤモンドシライシ リーガロイヤル ホテル小倉店	平成 20 年 7 月 7 日	平成 20 年 7 月 23 日
平成 20 年 6 月 24 日	エクセルコダイヤモンド小倉店	平成 20 年 7 月 7 日	平成 20 年 7 月 22 日
平成 20 年 7 月 4 日	銀座ダイヤモンドシライシ横浜元町店	平成 20 年 7 月 15 日	平成 20 年 7 月 25 日
平成 20 年 7 月 14 日	銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 18 日	商品部	未定※	未定
平成 20 年 7 月 24 日	エクセルコダイヤモンド札幌店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 24 日	エクセルコダイヤモンド金沢店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 25 日	銀座ダイヤモンドシライシ札幌時計台店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 25 日	銀座ダイヤモンドシライシ金沢本店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 29 日	エクセルコダイヤモンド神戸店	未定※	未定
平成 20 年 7 月 30 日	銀座ダイヤモンドシライシ神戸本店	未定※	未定

※平成 20 年 7 月 14 日から平成 20 年 7 月 30 日に実施した内部監査の代表取締役社長への報告は、平成 20 年 8 月 8 日を予定しています。

8. 情報開示専任部署の設置、適時開示規程の制定および業務の標準化

(1) 情報開示担当役員の責務の明確化（情報開示業務の責任所在および窓口の明確化）

当社は、平成 17 年 2 月 23 日に執行役員経営企画部長（当時）を情報開示担当役員に任命し、情報開示業務における責任の所在および外部との窓口など、これまで不明確であった情報開示担当役員の責務を明確化しました。

また、平成 17 年 6 月 29 日に経営企画部を資本政策部に名称変更し、情報開示担当部署として情報開示業務を集約化しました。同時に、執行役員資本政策部長を情報開示担当役員としました。

なお、情報開示担当役員は、経営会議の構成員として出席し、取締役会においても事務局である総務部とともに参加するなど、情報の共有と、正確かつ迅速な情報開示を可能とする体制としました。

情報開示業務を資本政策部に集約化したことにより、情報開示業務についての管理責任、職務分掌の明確化と機能強化をはかりました。資本政策部は、より透明、公正でわかりやすい経営関連情報の開示に努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において、情報開示担当役員は、情報開示業務および外部からの問合せ窓口など、情報開示担当役員の責務に従って業務を遂行しました。

情報開示担当役員は、情報の共有と、正確かつ迅速な情報開示を可能とするため、経営会議においては構成員として、取締役会においては事務局である総務部とともに引き続き参加しました。

(2) 適時開示規程の制定および改定

当社は、平成 17 年 2 月 23 日に「適時開示規程」を制定し、その後は、貴証券取引所の規則およびその他、関連法令などの変更にともない、随時、改定しました。

情報開示業務の実務に関する権限と責任を資本政策部に一元化すること、および社内各部署の部署長または責任者が情報開示責任者に経営関連情報を報告することを、社内規程に明記しました。さらに、「適時開示規則」にもとづき「適時開示事項一覧」を作成し、社内の開示基準を明確にするとともに、全役職員が日常的に確認できるようグループウェアに掲示しました。

情報開示担当役員は、開示した経営関連情報の全役職員への周知徹底を行い、それにより、当社グループとしての適時開示に関する意識の底上げに努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における当社の「適時開示規程」の改定はありませんでしたが、貴証券取引所の規則およびその他、関連法令などの改正を適宜認識し、情報開示業務を行いました。

(3) 情報収集から情報開示に至るまでの業務フローの作成

当社は、発生事実を迅速に情報開示担当役員に集約するシステムを確立しました。重要事項発生時および毎日 19 時までには、各部門の執行役員または責任者が、情報開示担当役員に「開示事項報告書」を提出する仕組みを創設したことにより、公平、均等、正確な情報開示を適時適切に行える体制を整えました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、各部署の執行役員または責任者は、「開示事項報告書」を情報開示担当役員に継続的に提出し、適時適切な情報開示を実施しました。

当報告期間に開示した情報開示の種類と案件数および情報開示案件実績などは、以下のとおりです。

【情報開示の種類と案件数】（平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 7 月 31 日）

情報開示の種類	案件数
決定事実	5 件
発生事実	1 件
決算情報	5 件
PR 情報	19 件
法定書類	1 件

【情報開示案件実績】（平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 7 月 31 日）

開示日	案件名	種類
平成 19 年 10 月 22 日	「銀座ダイヤモンドシライシ横浜元町店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 19 年 10 月 31 日	平成 20 年 3 月期 中間業績予想の修正に関するお知らせ	決算情報
平成 19 年 11 月 9 日	平成 20 年 3 月期 中間決算短信	決算情報
平成 19 年 11 月 9 日	コーポレート・ガバナンス報告書	決定事実
平成 19 年 11 月 13 日	平成 20 年 3 月期 中間決算説明会資料	PR 情報
平成 19 年 11 月 14 日	「エクセルコ ダイヤモンド 浜松店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 1 月 9 日	主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	発生事実
平成 20 年 1 月 22 日	アドバイザーとなる証券会社の選定に関するお知らせ	PR 情報
平成 20 年 2 月 8 日	平成 20 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況	決算情報
平成 20 年 3 月 13 日	「銀座ダイヤモンドシライシ横浜モアーズ店」、「銀座ダイヤモンドシライシ東武百貨店池袋店」移転のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 3 月 13 日	「エクセルコ ダイヤモンド静岡店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 4 月 21 日	経営諮問委員会の設置に関するお知らせ	決定事実
平成 20 年 4 月 22 日	「銀座ダイヤモンドシライシ宇都宮店」移転、新装オープンのお知らせ	PR 情報
平成 20 年 5 月 9 日	平成 20 年 3 月期 決算短信	決算情報
平成 20 年 5 月 9 日	代表者の異動に関するお知らせ	決定事実
平成 20 年 5 月 9 日	役員の異動に関するお知らせ	決定事実
平成 20 年 5 月 9 日	内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ	PR 情報
平成 20 年 5 月 14 日	（訂正・数値データ訂正あり）「平成 20 年 3 月期 決算短信」の一部訂正について	決算情報
平成 20 年 5 月 22 日	「銀座ダイヤモンドシライシ松本店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 2 日	「銀座ダイヤモンドシライシ池袋店」移転、新装オープンのお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 6 日	「銀座ダイヤモンドシライシ横浜モアーズ店」移転、新装オープンのお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 10 日	「エクセルコ ダイヤモンド大宮店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 13 日	「エクセルコ ダイヤモンド名駅店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 19 日	「エクセルコ ダイヤモンド仙台店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 26 日	役員人事の異動および組織の一部改編に関するお知らせ	PR 情報
平成 20 年 6 月 27 日	有価証券報告書	法定書類
平成 20 年 6 月 27 日	コーポレート・ガバナンス報告書	決定事実
平成 20 年 6 月 30 日	子会社の役員の異動に関するお知らせ	PR 情報
平成 20 年 7 月 17 日	「エクセルコ ダイヤモンド広島店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 7 月 18 日	「エクセルコ ダイヤモンド福井店」開設のお知らせ	PR 情報
平成 20 年 7 月 31 日	組織の一部改編に関するお知らせ	PR 情報

(4) 情報開示業務フローの改定

当社は、平成 17 年 2 月 25 日より、発生事実、決定事実、決算に関する情報の各項目について、開示までの手順を明確化しました。情報開示担当役員の指導のもと、当業務フローの遵守を徹底し、公平、均等、正確かつ適時適切な情報開示に努めました。

また、その開示資料作成における手順および確認者を明確化し、社内のチェック体制を強化しました。必要がある場合は、顧問弁護士、公認会計士、さらには、社内においても、案件担当者、法務課を含む複数者によるチェックを行うことを義務付けました。

さらに、1つの情報開示案件に関連する他の必要開示事項の有無に関しても、資本政策部および経営会議において、十分に検証しました。後日開示が必要な事項に関しては、資本政策部が管理する「管理部門年間スケジュール」に記載し、情報開示上の漏れのないよう徹底管理しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社は、ファイナンスやディスクロージャー(情報開示)などに関する助言を得ることを目的として、オリックス証券株式会社と「ファイナンシャル・アドバイザー業務委託契約」を締結しました。

同証券会社からの助言を受けながら、情報開示担当役員の指導のもと、「適時開示規程」および「情報開示業務フロー」の遵守を徹底し、情報開示業務フローを適時適切に運用しました。（「Ⅲ. 2. アドバイザーとなる証券会社」ご参照）

(5) 役職員の自社株式売買などにおける業務フローの作成

当社は、平成 17 年 2 月 25 日より、全役職員の自社株式の売買および貸借時における業務フローを明確化しました。当社役職員が自社株式の売買および貸借を行う予定がある場合、その株式数の大小に関わらず「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」を総務部長に提出することを義務付け、インサイダー取引の防止を含めたチェック機能を強化しました。

平成 17 年 2 月 25 日～平成 19 年 9 月 30 日の期間に申請された自社株取引予定報告書は 15 件（内、買い 8 件、売り 7 件）、自社株取引結果報告書は 13 件（内、買い 6 件、売り 7 件）でした。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間に提出された「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」はありませんでした。今後も引き続き、「自社株取引フロー」にもとづき、総務部長と資本政策部長が十分に審議し、インサイダー取引の疑義が生じないように努めます。

(6) 情報開示業務の改善（業務の標準化）

当社は、情報開示業務の標準化による改善措置に取り組みました。そのツールとして、「適時開示規程」と「情報開示業務フロー」にもとづき、「情報開示チェックシート」（平成17年2月導入）、「対外向け文書のルール集」（平成18年7月導入）、「フロー&スケジュール」（平成18年7月導入）の3つを活用しました。

その他に、業務を効率的に行うために「管理部門年間スケジュール」、「開示・提出事項一覧表（ジャスダック証券取引所および財務局への提出書類一覧）」、「グループウェア」の3つを作成、活用しました。

これらは、いずれも関連法令や情報開示の諸規則にもとづき情報開示関連の業務をピックアップし作成したものであり、開示資料や提出書類の遅延が起きないように業務の進捗を資本政策部の責任者がチェックできるようになっています。

「管理部門年間スケジュール」は、管理部門全般の業務についても、連携を密にし、情報開示業務が漏れなく遂行できるような仕組みを整えました。（平成18年5月24日～）

また、情報開示に関する窓口の統一化により、貴証券取引所の要請に対して適切な対応ができるようになりました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、当社は、情報開示業務の改善として導入したツール（「情報開示チェックシート」、「対外向け文書のルール集」、「フロー&スケジュール」）を引き続き活用して、情報開示業務を行いました。

これらのツールを継続的に活用したことにより、業務の標準化、業務の計画性、開示資料の適確性、論理的な誤りや誤字・脱字などのケアレスミスが発生防止などが改善されました。今後も引き続き、情報開示業務の改善に努めてまいります。

9. 配当政策について（10株を1株に株式併合）

当社は、「1対101の株式分割（無償交付）」による大量の株式発行に起因する配当政策などへの悪影響も考慮し、株主や投資者の利便性および効率性の向上を目的として、平成18年6月1日付けで10株を1株に株式併合しました。

これにより、発行済株式数は約18億3,765万株から約1億8,376万株に減少し、配当金も1円未満の端数がなくなり、株主や投資者にわかりやすい配当政策が取れるようにしました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において、株式市場に悪影響をあたえるような資本政策は実施しませんでした。また、当社の発行済株式数に変更はありませんでした。

平成20年6月26日開催の定時株主総会で、期末配当金を1株当たり1円とすることが承認可決されましたので、配当金に1円未満の端数が発生するなどの問題もなくなりました。

当社は、今後も株主や投資者にわかりやすい配当政策を実施するよう努めます。

Ⅲ. 今後の対応として掲げた項目にかかわる進捗状況

1. 内部統制

(1) 内部統制システム構築と「行動規範」の制定、および関連規程の改定

当社は、平成18年5月10日に、「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を定め、「業務の有効性および効率性」、「業務の適正性」、「事業活動にかかる法令遵守」の3つの目的を達成するために、効果的な内部統制システムの整備・構築を進めました。

平成18年5月31日には、貴証券取引所に企業統治の基本方針を定めた「コーポレート・ガバナンス報告書」を提出しました。同報告書の中で、「企業の存続を脅かさない」、「企業倫理と法令遵守（コンプライアンス）」、「公開会社としての責務」、「効率経営」、「ステークホルダーとの関係」の5つの観点にもとづき、企業統治（コーポレート・ガバナンス）が健全に機能するように取り組む決意を表明しました。

また、平成19年2月20日に、法令遵守と社内体制の整備をさらに推進するために「行動規範」を制定し、ステークホルダーとの共栄および社会との共生を目指し、その実現のためにさらなる経営努力をしていく旨、表明しました。

内部統制の構築においては、代表取締役社長は、取締役会の議長を務めるとともに、代表者として経営の執行状況の監視・監督を行っています。さらに、内部管理体制および情報開示の最高責任者として、株主をはじめとしたステークホルダーや市場関係者から、より信頼される企業経営を目指す旨、宣言しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

「Ⅱ. 1. ①経営諮問委員会の設置」で報告のとおり、平成20年4月21日に「経営諮問委員会」を設置しました。

また、「Ⅲ. 1. (5) 財務報告に係る内部統制報告制度への対応について」で報告のとおり、財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、平成20年4月28日に「内部統制委員会」を設置しました。

当報告期間においては、同委員会の設置にともない、平成20年5月9日に、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を行いました。

また、平成20年6月27日には、有価証券報告書の提出にともない、「経営諮問委員会」および代表者の異動を反映した「コーポレート・ガバナンス報告書」を提出しました。

改定された「内部統制システムの整備に関する基本方針」および「コーポレート・ガバナンス報告書」は、当社ホームページに掲載するとともに、社内メールにより全役職員への周知徹底がはかられました。

また、当報告期間においては、財務報告に係る内部統制などに関する以下の規程・方針・要領などの新設・改定を行いました。

- ① 全社統制に係る方針・規程の新設
 - イ) 財務報告に係る内部統制構築の基本的計画および方針（新設）
 - ロ) 財務報告に係る内部統制に関する規程（新設）

- ② I T 統制に係る方針・規程・要領の新設
 - イ) 情報システムの全体最適化に関する基本方針（新設）
 - ロ) 情報セキュリティ基本方針（新設）
 - ハ) 情報システム管理規程（新設）
 - ニ) 情報システム企画開発導入要領（新設）
 - ホ) 情報システム保守運用要領（新設）
 - ヘ) 情報セキュリティ管理要領（新設）
 - ト) 情報システム委託管理要領（新設）

- ③ 財務に係る規程・要領の新設および改定
 - イ) 財務経理規程（改定）
 - ロ) 固定資産管理規程（改定）
 - ハ) 金銭出納要領（新設）

- ④ 監査に係る規程の改定
 - イ) 監査役会規程（改定）
 - ロ) 内部監査規程（改定）

- ⑤ その他の規程などの新設および改定
 - イ) 倫理・コンプライアンス規程（新設）
 - ロ) 文書管理規程および文書保管期間一覧表（改定）
 - ハ) 「業務分掌規程」（改定）
 - ニ) 「職務権限明細表」（改定）

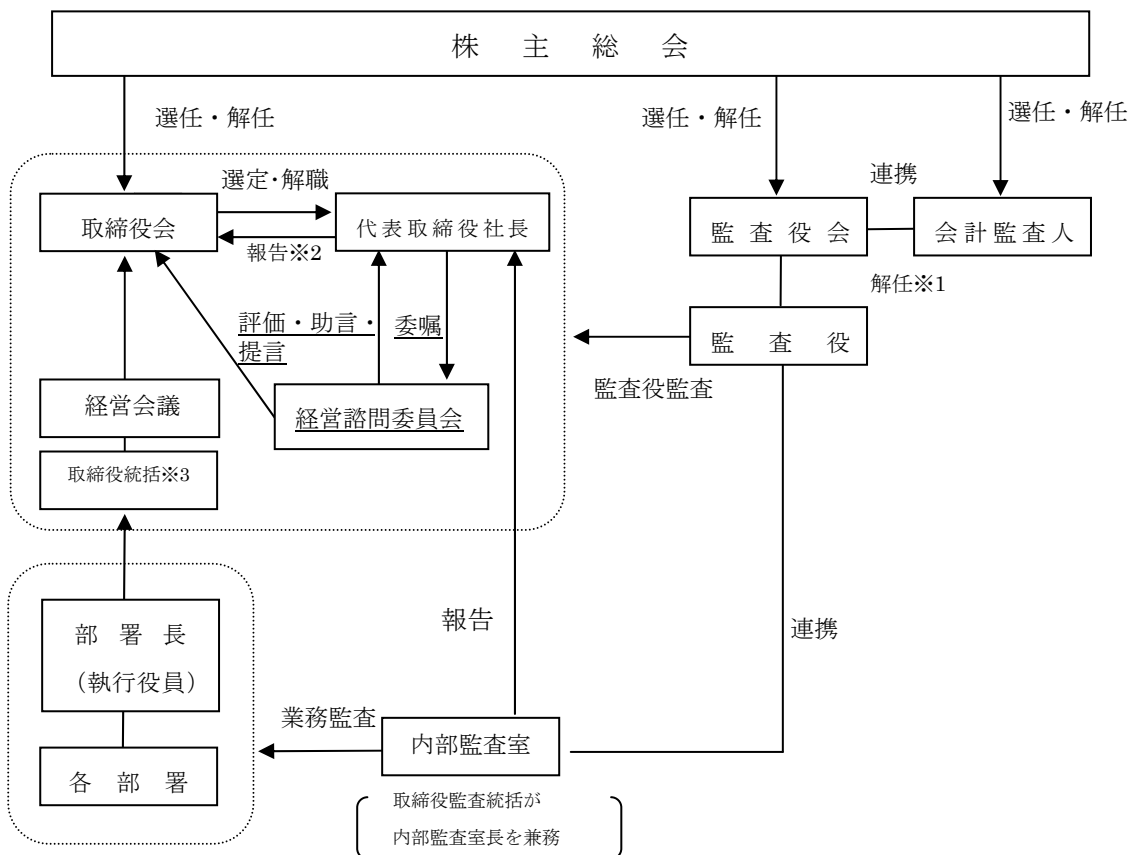
(2) 強固な企業統治システムの構築

当社は、企業統治をさらに強固なものにするために経営会議および取締役統括、内部監査室を新設しましたが、さらに、業務執行および監視・監督の機構を構築しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、平成20年5月9日に開示した「代表者の異動に関するお知らせ」のとおり、企業統治の模式図に「経営諮問委員会」を以下のとおり追加しました。(改定箇所は下線部)

「Ⅱ. 1. ①経営諮問委員会の設置」で報告のとおり、当社は、同委員会の設置により、当社グループ全体の経営の透明性と公正性をより高めることができ、引き続き、牽制の効いた経営および、企業として独立した経営判断が行える経営体制となっております。



※1 解任は、会社法第340条第1項に該当した場合とする。

※2 代表取締役社長は、内部監査室より代表取締役社長および常勤監査役に報告した重要事項などを、取締役会へ報告します。

※3 取締役統括は、担当部署および執行役員を監視・監督し、必要に応じて経営会議へ報告します。

(3) 「行動規範」の周知徹底

当社は、「行動規範」を全役職員に、より周知徹底させる体制を構築し、そのための教育研修を会社全体および部署ごとに実施しました。さらに、教育研修による効果を検証するために、理解度テストを実施し、全役職員が一定の基準以上の評価を得るまで継続的な教育研修を実施しました。

また、内部監査室と常勤監査役が連携し、「行動規範」の遵守状況をモニタリングし、そのモニタリング活動と内容については、定期的に取り締役会、経営会議、監査役会に報告する旨、表明し、実施・運用しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても「Ⅱ. 5. 教育部の新設および社内啓蒙活動」で報告のとおり、教育部による社内研修カリキュラムにおいて、全役職員に対し「行動規範」の遵守などについての継続的な教育研修および理解度テストを引き続き実施しました。

これにより、全役職員は、「行動規範」に関する理解度を高めることができました。これからも効果的な教育研修を実施してまいります。

(4) 株主や投資者などからの牽制体制（社外からの牽制体制）の確立

当社では、平成 17 年 10 月より、株主や投資者からのご意見・ご質問を聴取するための専用電話を設置しました。その専用電話を通じて得た株主や投資者などからの意見・質問をまとめ、代表取締役社長に担当者が定期的に報告しています。

また、第 12 期（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月末）より、事業報告書（現コーポレート・レポート）を通じて株主アンケートを実施し、その結果を取締役会長（当時）、代表取締役社長に報告すると同時に、必要があれば経営会議で対応策などを協議する体制をしいています。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における当社の株主、投資者、プレスからの問合せ件数は、以下のとおりです。開示した経営関連情報については、資本政策部 IR・情報開示課が窓口となり、その質問や回答に引き続き誠実に対応すると同時に、質疑応答内容を記録し、レポートとして代表取締役会長、代表取締役社長（当報告書提出時点では代表取締役社長、専務取締役および常勤監査役）に定期的に報告し、経営に影響を及ぼす可能性があるかと判断される場合などは、経営会議で対応策などを協議する体制を維持しております。

【平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 7 月 31 日】

問合せの種類	主な問合せ件数
株 主	31 件
投資者	5 件
プレス	5 件

また、コーポレート・レポートを通じて、平成 19 年 6 月 26 日に株主へ送付した株主アンケート集計結果は、平成 19 年 11 月 9 日開催の経営会議にて資本政策部長により報告され、有用な経営指針として活用されました。

また、平成 20 年 6 月 26 日にも、同様に株主アンケートを実施しており、当アンケート集計結果は、資本政策部長が経営会議に報告する予定です。

今後も、社内や外部専門家だけではなく、株主や投資者などからも広く意見を集め、経営に反映すると同時に、適時適切な情報開示を実施し、「行動規範」に記載しているようにステークホルダーとの信頼関係の確保に努めてまいります。

（５）財務報告に係る内部統制報告制度への対応について

当社は、平成 19 年 3 月 30 日に提出した「改善報告書」で、財務報告に係る内部統制報告制度に対応する平成 21 年 3 月期に向け、適正な内部統制システムの構築を推進する旨表明しました。

具体的には、「準備委員会」の編成、テストランの開始など、内部統制システムの実効性を高め、危機管理の徹底をはかり、上場企業としての責務を果たしていく旨表明しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、財務報告に係る内部統制の整備を進めるために設立された「準備委員会」をベースに、平成 20 年 4 月 21 日に主要部門の責任者(取締役管理統括、取締役監査統括、取締役営業統括、取締役商品・ブランド統括、および経営企画部、財務経理部、総務部、資本政策部(IT 部門含む)、内部監査室の部門長とその補助者)および常勤監査役を委員とする「内部統制委員会」を発足し、取締役管理統括を委員長に選任しました。

同委員会は、ビーエー東京監査法人と必要な協議を行うとともに、以下のとおり、平成 21 年 3 月 31 日の期末日に向けて、計画通り準備を進めています。

- ①当社における評価範囲の業務プロセスにおいて、業務フロー、業務記述書、RCM（リスク・コントロール・マトリックス）の書類作成は、平成 19 年 10 月 12 日に提出した「改善状況報告書」に記載の計画通り行なわれました。
- ②作成した書類の整合性チェックとリスクの深堀、文書修正などを進めました。

③「Ⅲ. 1. (1) 内部統制システム構築と行動規範の制定、および関連規程の改定」で報告のとおり、財務報告に係る内部統制に関する規程・方針・要領などの新設・改定を行いました。また、その他の関連規程などにおいても、改定作業を必要に応じて適宜進めています。

以上により、内部統制と危機管理の徹底をはかりながら、上場企業としての責務を果たしていきます。

内部統制委員会の開催状況は、以下のとおりです。

【内部統制委員会開催実績（平成 20 年 4 月 21 日～平成 20 年 7 月 31 日：4 回開催）】

年 度	回 次	開催日	出席者		
			取締役・監査役	部長	その他
H21／3月期	第1回	H20/4/28	6	4	3
	第2回	H20/5/21	6	3	3
	第3回	H20/6/16	6	4	3
	第4回	H20/7/22	5	4	5

2. アドバイザーとなる証券会社

(1) アドバイザーとなる証券会社の選定および同証券会社への協力依頼

当社は、上場企業としての責務を全うするため、アドバイザーとなる証券会社を選定する旨、表明しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

平成19年10月12日にジャスダック証券取引所に提出した「改善状況報告書」において、ファイナンスに関するアドバイザーとして、しかるべき証券会社を選定する旨、表明しましたが、平成20年1月22日開催の取締役会にて、総合的な証券関連サービスを提供するオリックス証券株式会社を選定し、同日、同証券会社と「ファイナンシャル・アドバイザー業務委託契約」を締結しました。

当社は、同証券会社より、以下の業務に関する助言などを適宜受けることにより、法令と社会規範を遵守した上場会社に相応しい資本政策を行ってまいります。

<ファイナンシャル・アドバイザー業務委託契約の業務概要>

- ①金融商品取引法、その他の法令または金融商品取引所および証券業協会が定める規則に
もとづくディスクロージャーに関する業務
- ②前項①に関して、金融商品取引所などとの折衝に関する業務
- ③前項①に関して、社内管理体制整備などに関する業務
- ④資本政策に関する業務
- ⑤その他、当社のファイナンスに関する業務など、別途協議して定める業務

当報告期間においては、同証券会社より、上記契約にもとづいて助言を適時受けました。

情報開示担当役員は、開示内容やコンプライアンスに関して法令諸規則上、確認事項がある場合や証券慣行などの観点から助言が必要な場合などに、同証券会社の担当者に助言を求め、同担当者より適時適切な助言を受けました。

当報告期間において、同証券会社より受けた助言は以下のとおりです。

- ・代表者の異動や決算などの重要な情報開示において、法令諸規則などで定められている内容に照らして適時適切であるかに関する助言
- ・経営諮問委員会規則の制定に際し、所有と経営の分離による経営の独立性および透明性・公正性を確保するために、同委員会の設立目的、構成、任期などに関する助言
- ・株主総会の開催に際し、想定問答などに対する助言など

3. 大株主に対する対応

(1) 大株主「さくら画廊」との関係

当社は、大株主である「さくら画廊」および「ギャラリー白石」に対し、今後は以下のとおり対応していく旨、表明しました。

- (イ) 「さくら画廊」に対し、その保有する当社株式(21.98%)を全株売却するよう依頼する。
- (ロ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との取引は、今後一切しない。
- (ハ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との人的交流は、今後一切しない。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

(イ) 「さくら画廊」に対し、その保有する当社株式を全株売却するよう従来から依頼してきました。実際には、下記(2)「大株主への対応」で報告のとおり、その一部が白石幸生氏に移動されました。

当社株式の売却は、同社の意思決定に依存するしかありません。また、当社企業価値の毀損とならないように、売却先選定には慎重な判断を依頼していることもあり、当社株式の売却はあまり進んでいません。

しかし、当報告期間においては、当社総務部長を窓口として、同社代表取締役へ、株の売却を直接2回依頼しており、今後も引き続き、定期的に全株売却を依頼していきます。

- (ロ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との取引は、一切していません。
- (ハ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との人的交流は、一切していません。

(2) 大株主への対応

当社は、大株主に対して、株式の取引が発生した場合は、必ず、すみやかに「大量保有報告書」のコピーの提出を依頼し、取引についてのできるだけ早い情報の収集に努めていく旨、表明しました。

また、大株主の株式取引の報告については、総務部長が担当していることを大株主に周知徹底し、窓口の明確化により、情報が遅れたり、正しく伝達しない状況の防止をはかりました。

当社は、大株主に対し、同族経営からの脱却および流動性向上の観点から、持株比率の低減について検討してもらうよう要請すると同時に、すべての株式取引について慎重な姿勢で臨むよう要請しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社の主要株主である筆頭株主に、以下のとおり異動が生じま

した。本異動は遅滞なく当社へ報告され、当社は、平成 20 年 1 月 9 日に適時開示しました。

(1) 白石 勝代 氏

	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数(発行済株式 総数)に対する割合※	株主順位
異 動 前 (平成 20 年 1 月 8 日現在)	4,949,000 個 (49,490,000 株)	26.95% (26.93%)	第 1 位
異 動 後 (平成 20 年 1 月 9 日現在)	1,313,000 個 (13,130,000 株)	7.15% (7.14%)	第 4 位

(2) 白石 幸生 氏

	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数(発行済株式 総数)に対する割合※	株主順位
異 動 前 (平成 20 年 1 月 8 日現在)	0 個 (0 株)	—	—
異 動 後 (平成 20 年 1 月 9 日現在)	3,636,000 個 (36,360,000 株)	19.80% (19.79%)	第 2 位

(3) 株式会社さくら画廊

	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数(発行済株式 総数)に対する割合※	株主順位
異 動 前 (平成 20 年 1 月 8 日現在)	3,672,700 個 (36,727,000 株)	20.00% (19.99%)	第 2 位
異 動 後 (平成 20 年 1 月 9 日現在)	3,672,700 個 (36,727,000 株)	20.00% (19.99%)	第 1 位

また、平成 20 年 3 月 25 日に、株式会社さくら画廊が所有する株式 100,000 株を白石幸生氏に移動した旨の連絡が同社よりありました。これにより議決権総数に対する同社の持株割合は以下とおり、20.00%から 19.95%に減少しました。これに伴い、白石幸生氏の同持株割合は 19.80%から 19.85%に増加しました。

株式会社さくら画廊	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数(発行済株式 総数)に対する割合※	株主順位
株式移動前 (平成 20 年 3 月 24 日現在)	3,672,700 個 (36,727,000 株)	20.00% (19.99%)	第 1 位
株式移動後 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	3,662,700 個 (36,627,000 株)	19.95% (19.93%)	第 1 位

白石 幸生 氏	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数(発行済株式 総数)に対する割合※	株主順位
移 動 前 (平成 20 年 3 月 24 日現在)	3,636,000 個 (36,360,000 株)	19.80% (19.79%)	第 2 位
移 動 後 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	3,646,000 個 (36,460,000 株)	19.85% (19.84%)	第 2 位

その他、大株主にかかわる当社株式の売買に関する報告はありませんでした。

4. 今後の改善計画

当社は、上場企業としての責務を全うするため、継続して内部管理体制のさらなる強化をはかる旨、表明しました。

1. 内部統制システムの構築
 - ①内部統制システムの整備に関する基本方針の策定
 - ②コーポレート・ガバナンス報告書
 - ③「行動規範」の周知徹底（企業倫理・法令遵守）
 - ④社内規程の整備および周知徹底
 - ⑤教育部による研修・勉強会および理解度試験などの実施
 - ⑥内部監査の実施とフォローアップ
 - ⑦株主アンケートの実施
 - ⑧株主、投資者からの意見の聴取（電話・ホームページ）
 - ⑨ホイッスルラインによる通報体制^{*1}
 - ⑩法令および諸規則などの変更にとまなう社内規則の改定
2. 財務報告に係る内部統制報告制度への対応
 - ①現状分析とリスクの洗い出し
 - ②業務の標準化
 - ③テストラン
 - ④運用
3. 経営会議の開催
4. 改善計画の検証
5. アドバイザーとなる証券会社への協力依頼
6. 大株主に対する対応

※1 ホイッスルラインの設置

法令上疑義のある行為などについて、従業員が代表取締役社長もしくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置し、社内における通報体制を確立しています。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において「Ⅱ.改善措置および当該措置の実施・運用状況」および、「Ⅲ.今後の対応として掲げた項目にかかわる進捗状況」で報告のとおり、着実に実施・運用してきました。

なお、上記「1. ⑨ホイッスルラインによる通報体制」および「4. 改善計画の検証」については、以下のとおりです。

(1) ホイッスルラインによる通報体制および運用状況

法令上疑義のある行為などについて、従業員が代表取締役社長もしくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置し、社内における通報体制を確立し、適宜運用しました。当報告期間における通報は1件ありましたが、法令上疑義のあるものではなく、適時適切に対応しました。

また、当報告期間においては、新設した「倫理・コンプライアンス規程」に、「社長は、全役職員に対し、社員が正当な公益通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底しなければならない。」旨、明文化するとともに、全役職員が日常的に閲覧できるようグループウェアに掲示し、周知徹底をはかりました。

(2) 改善計画の検証状況

当社は、平成19年10月12日に貴証券取引所へ提出した「改善状況報告書」の「Ⅲ. 4. 今後の改善計画」の実施状況において、改善の状況および、その検証を行うことを目的として発足した「改善状況検証委員会」を経営会議に引き継ぎました。

その後、一定期間の改善状況およびその検証を包括的に把握するにあたり、より機動的に対応するために、平成20年1月28日に同委員会を再度発足しました。

同委員のメンバーは、代表取締役社長(当時会長)、取締役監査統括、常勤監査役、総務部長、経営企画部長、資本政策部長、(平成20年6月30日の委員会より専務取締役が参加)から成り、各委員は担当の改善状況を毎回同委員会に報告するとともに、改善措置の実施状況を、根拠資料などをもとに検証しました。

同委員会は、原則として経営会議と同じ日に開催し、当報告期間に9回開催しました。

当「改善状況報告書」提出後は、「改善状況検証委員会」の任は再び経営会議に引き継がれ、すべての改善事項に関する検証を経営会議で今後も継続的に実施してまいります。

【改善状況検証委員会の開催実績】

実施日	内 容
平成20年 1月28日	第1回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 2月18日	第2回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 3月24日	第3回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 4月 7日	第4回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 4月21日	第5回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 5月 9日	第6回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 5月21日	第7回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 6月 2日	第8回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成20年 6月30日	第9回「改善状況報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証

IV. 今後の取組みと当社の決意

当社は、上場企業としての社会的責務を全うし、企業としての持続性をはかるため、会社経営においては、代表者を中心に、経営は所有から独立したものであるという基本理念のもと、企業としてのコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

今後も、内部統制の強化およびコンプライアンス体制の拡充などにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

重要事項においては、経営会議および取締役会の審議を経て決定されることから、経営判断を独断的に行うことができない組織体制を確立し、運用しています。

加えて、「Ⅱ. 1. 経営陣の刷新」で報告のとおり、平成20年4月21日に、経営の透明性と公正性を確保するために、代表取締役社長および、十分な見識能力と公正な立場で評価、意見具申できる社外の有識者2名から成る「経営諮問委員会」を発足しました。重要な経営課題に関する客観的な評価および、それにもとづく助言・提言を外部有識者より求めることで、当社における経営の透明性および公正性が確保されるよう努めてまいります。

また、取締役会や経営会議では勿論のこと、全役職員が自由に発言できる企業文化・風土の確立も重要であると考えております。

当社は、以上の内容を盛り込んだ、当「改善状況報告書」を提出します。当社においては、改善措置の成果は既に十分に現れていると認識しておりますが、今後も慢心することなく、すべての改善事項に関して、全役職員一丸となり取り組んでまいります。

むすびに

当社株式は、平成19年3月17日をもって監理ポストの割当てを解除されました。これは、当社役職員一人ひとりが上場企業としての責務を認識し、内部管理体制の強化を推進してきた結果だと理解しています。

当社は、経営諮問委員会の設置、当社代表者の異動、専務取締役の就任などにより、内部管理体制を一層強化してまいりました。これからも、独立性、透明性の高い経営を目指していく所存です。

そのために、全役職員一丸となって、法令遵守は勿論のこと、企業倫理にもとづき、透明性の高い経営と適時適切な情報開示を行い、信頼回復と企業成長による企業価値の向上に努めることで、投資者に安心して投資していただける企業体制の確立に努めてまいります。

以上

文章番号	1 1 2
制定日	平成 20 年 4 月 7 日

経営諮問委員会規則

制定年月日	経営諮問委員会規則	文章番号	頁
平成20年4月7日		112	3/3
【経営諮問委員会規則】			
(目的)			
第1条 この経営諮問委員会規則（以下「規則」という）は、当社グループ全体の経営の透明性と公正性を確保するために、外部有識者の方々より経営に関する評価およびこれに基づく助言・提言をいただくことを目的とし、経営諮問委員会の運営に関する事項を定める。			
(構成)			
第2条 委員会は、委員長及び委員を合わせて3名（ないしそれ以上の場合には奇数名）で組織する。			
2. 委員長は、互選により選出する。			
3. 委員は、原則として代表取締役社長及び社外の者で構成し、十分な見識能力を有し、かつ、公正な立場で評価できる者を代表取締役社長が委嘱する。			
(委員会の開催)			
第3条 委員会は、原則として毎月最初の経営会議開催の日に行うこととし、必要あるときに随時開催する。			
(活動年度)			
第4条 委員会の活動年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。			
(任期)			
第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。			
(事務局)			
第6条 事務局は、経営企画部がこれを行う。			
(その他)			
第7条 この規則に定める事項の他、委員会の運営に関し必要な事項は、前条に定める事務局の補佐を得て、委員長が委員会に諮って定める。			
附 則			
この規則は、平成20年4月7日より施行する。			

経営諮問委員会事務局 業務フロー

